



第1章 基本的な考え方

1. 背景と目的

1. 背景

近年の環境に関する社会動向は目まぐるしく変化しています。中でも大きな変化点となったのは、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故でした。この事故をきっかけに、わが国のエネルギー政策は根本的な見直しを迫られ、電力自由化の推進や再生可能エネルギーの普及、低炭素社会の構築等、大きな社会変革がおこっています。一方、国際社会に目を向けると、平成 27 年 12 月にパリ協定が採択され、地球温暖化対策は新たな段階に入り、情報化社会の進展とあわせ、世界全体が新たな産業革命ともいうべき大きな変革の中にあるといえます。

このような社会動向の中で、近年においては、「環境」に関連する様々な重要な概念が新たに生まれてきています。企業の長期的な成長のために必要な「環境・社会・企業統治」の 3 つの要素を意味する「ESG」(Environment Social Governance)、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするためにすべての国が取り組む目標「持続可能な開発目標」を意味する「SDGs」(Sustainable Development Goals)、などがこれにあたります。

このように、近年では、「環境」は単なる環境ではなく、社会・経済・教育等の様々な分野にまで広がった大きく重要な概念になっており、行政においてもこのような社会動向を反映した環境に係る取り組みが求められています。

2. 目的

府中市では、平成 13 年に制定された「府中市環境基本条例」に基づいて平成 14 年に「府中市環境基本計画」(以下、「前計画」という)が策定されました。また、上下町との合併により平成 17 年 3 月に改訂版が策定されました。前計画の計画期間は、「望ましい環境像」の達成期間を概ね 21 世紀半ば、計画の施策や事業を展開する期間を平成 23 年度としており、計画の改定が必要となっています。

また、前項で述べた社会動向の変化のほか、本市においても前計画策定以降、平成 17 年に「第 3 次府中市長期総合計画」、平成 28 年に「第 4 次府中市総合計画」が策定されて新たなまちづくりが展開されており、近年では「恋しき」の保存・再生や府中お祭り通りの整備、中国横断道尾道松江線の全線開通など、大きな動きがありました。

このようなことから、本市の環境の現状をふまえ、環境に関する取り組みを総合的、計画的に推進するため、本市の今後の環境行政や、市民・事業者の環境に配慮した取り組みの指針となる「第 2 次府中市環境基本計画」を策定しました。

2. 位置づけ

1. 位置づけ

本計画は、「府中市環境基本条例」（平成13年6月25日条例第18号）第9条に基づいて策定するもので、本市の環境行政の基本計画（マスタープラン）として環境に関する個別計画の上位に位置づけられるとともに、平成28年3月に策定された「第4次府中市総合計画」の環境に係る施策を総合的に担う計画として位置づけられます。

また、本計画は、「環境の目標像」の実現に向けた施策の指針となる行政計画としての役割と、市民・事業者・行政の行動計画としての役割を担う計画として位置づけられます。

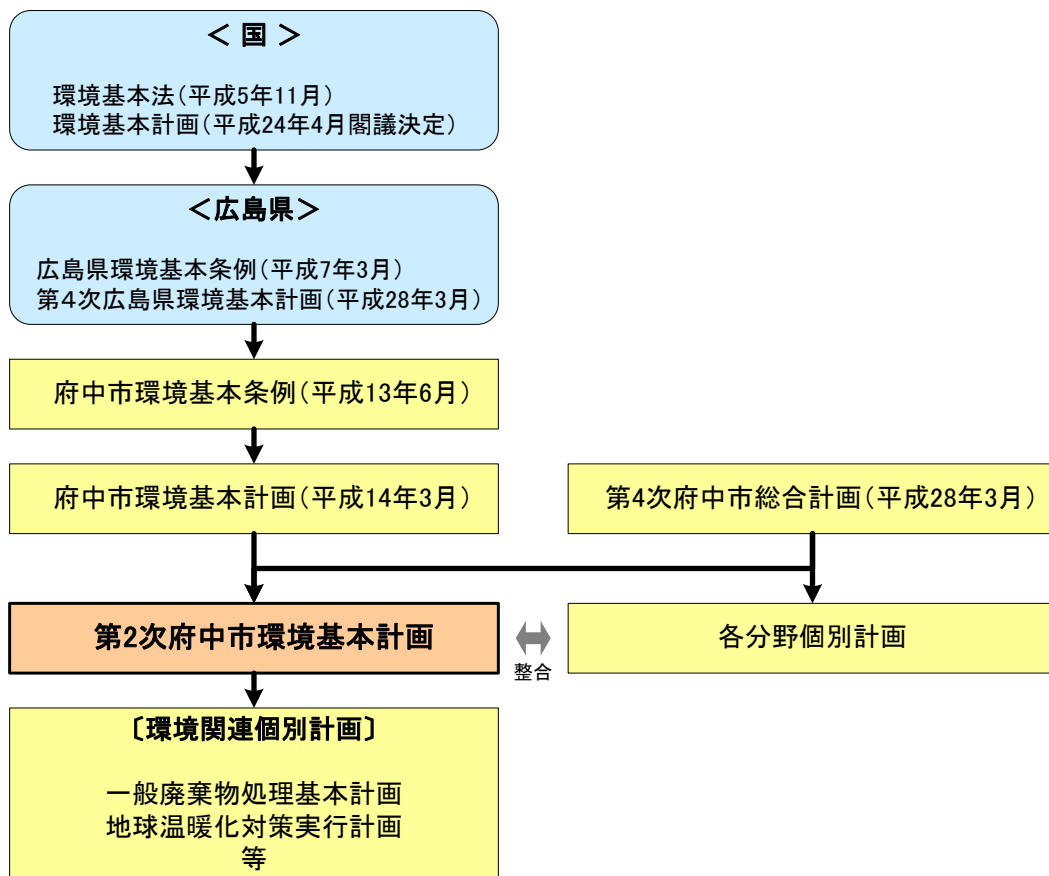
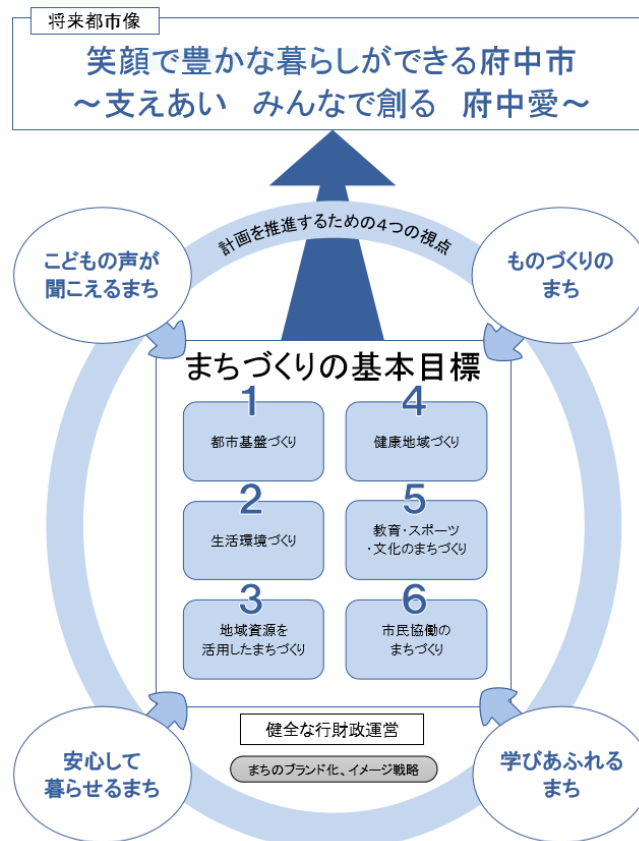


図 1-2-1 位置づけ

2. 上位計画

(1) 基本構想

本計画の上位計画である「第4次府中市総合計画」では、図1-2-2のように、「将来都市像」と「計画を推進するための4つの視点」および6つの「まちづくりの基本目標」を設定しています。環境部門で担うのは、主に「まちづくりの基本目標」のうちの「生活環境づくり」です。



資料：府中市 第4次府中市総合計画 平成28年3月

図1-2-2 第4次府中市総合計画の推進体系

「生活環境づくり」では、① 防災・減災の体制整備 ② 潤いのある生活環境の整備 ③ 人にやさしいまちづくり の3つを「施策の体系」としており、このうち環境に関して主に関係してくるのが「潤いのある生活環境の整備」です。

「潤いのある生活環境の整備」では、以下の2点を「目指す姿」として整理しています。

- 限りある資源を生かし、自然と共生したまちづくりを進めるため、ごみの減量化、資源のリサイクルなどに積極的に取り組みます。
- 快適な生活を維持するため、上水道・下水道の設備更新や、公園、ごみ・し尿処理などの衛生環境の整備を計画的に進めます。

(2) 前期基本計画

また、前期基本計画（平成 27 年度～平成 31 年度）では、「潤いのある生活環境の整備」で ① 空き家の対策と有効活用の促進 ② 公園・緑地の整備 ③ 上水道・下水道の整備 ④ 環境衛生の充実 の4つを「施策の体系」としており、このうち環境に関して主に関係してくるのが「環境衛生の充実」です。

「環境衛生の充実」では、以下の6点を「主な取組」として整理しており、4項目に「府中市環境基本計画の推進」があげられています。

- ① ごみ・し尿の適正処理の推進
- ② クリーンセンター、環境センターの整備
- ③ ごみの減量化やリサイクルの推進
- ④ 府中市環境基本計画の推進
- ⑤ 公害防止対策の推進
- ⑥ 墓地の整備



3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から2027年度までの10年間とし、必要に応じて中間年の2022年度に見直しを行います。なお、本市をとりまく社会情勢や環境問題に大きな変化が生じた場合には、柔軟に見直しを行います。

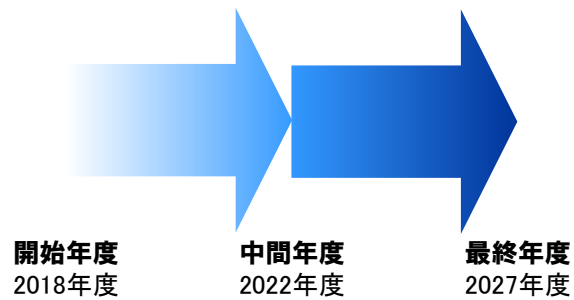


図 1-3-1 計画期間



4. 計画対象

本計画で対象とする環境の範囲は、4つの基本的な環境と、それらすべてに関わってくる「環境保全活動」を加えた、次の5つのものとします。

＜計画の対象範囲＞	
1. 水や大気、公害、廃棄物などの	生活環境
2. 森林や農地、動植物などの	自然環境
3. 景観や緑化、環境美化などの	快適環境
4. 地球温暖化などの	地球環境
5. 市民参加や環境学習などの	環境保全活動

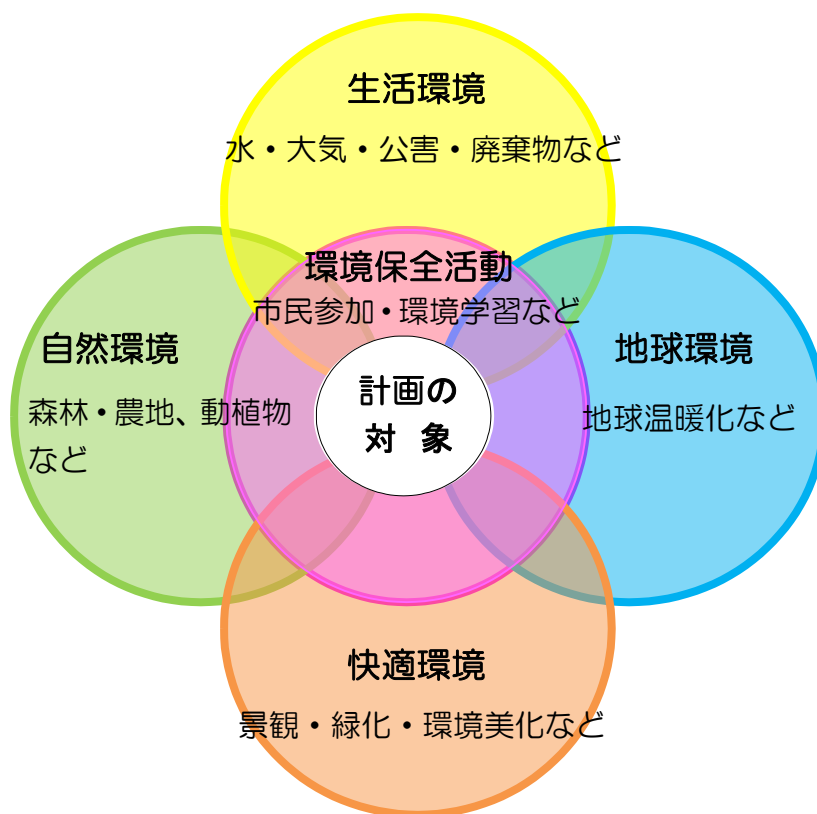


図 1-4-1 計画対象